

# 第77回 定時株主総会 招集ご通知

## ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、外出自粛が要請されている状況に鑑み、株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場はなるべくお控えいただき、書面による事前の議決権行使をいただくよう、お願い申し上げます。なお、郵便の遅配が発生する可能性がありますので、お早めの投函を重ねてお願い申し上げます。

本株主総会にご来場の株主の皆様へのお土産はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

また、来場される際は、本招集ご通知の2頁に記載の「来場される株主の皆様へのお願い」をご確認くださいようお願い申し上げます。

日時

令和2年6月26日(金曜日)  
午前10時30分(午前9時30分受付開始)

場所

小樽市稲穂2丁目22番1号  
小樽経済センタービル  
7階 大ホール

## 目次

■ 第77回定時株主総会招集ご通知	1
■ 事業報告	3
■ 連結計算書類	18
■ 計算書類	20
■ 監査報告書	22
■ 株主総会参考書類	27
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 取締役12名選任の件	
第3号議案 監査役3名及び補欠監査役1名選任の件	

北海道中央バス株式会社

証券コード：9085

株 主 各 位

小樽市色内1丁目8番6号  
**北海道中央バス株式会社**  
代表取締役社長 二階堂 恭 仁

## 第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、外出自粛が要請されている状況に鑑み、株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場はなるべくお控えいただき、書面による事前の議決権行使をいただくよう、お願い申し上げます。

また、事前に議決権をご行使いただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、来る令和2年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するように、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。なお、郵便の遅配が発生する可能性がございますので、お早めの投函を重ねてお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和2年6月26日（金曜日）午前10時30分
2. 場 所 小樽市稲穂2丁目22番1号  
小樽経済センタービル 7階 大ホール  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第77期（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）  
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び  
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第77期（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）  
計算書類の内容報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件  
第2号議案 取締役12名選任の件  
第3号議案 監査役3名及び補欠監査役1名選任の件

以上

(お知らせ)

1. 本招集ご通知に際して添付すべき書類のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表、並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.chuo-bus.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
2. 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.chuo-bus.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(来場される株主の皆様へのお願い)

1. 新型コロナウイルスの感染防止策として、会場の座席間隔を広げるため、ご用意できる席数に限りがあり、最大50席程度となります。つきましては、来場される株主の皆様には、事前登録制を採用させていただきたいと存じますので、下記連絡先へご連絡・ご登録の上、ご来場くださいますようお願い申し上げます。  
**ご連絡・ご登録先：総務部総務課 0134-24-3301**
2. 当日の受付開始は、午前9時30分を予定しております。
3. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
4. 当日、体温測定をさせていただきます。発熱の症状が見られる場合や、せきなど体調不良と見受けられる場合には、入場をお断りさせていただきます。
5. 当日は、マスクの着用と、受付前に用意したアルコール消毒液による手指の消毒をお願い申し上げます。なお、マスクを着用しない株主様は入場をお断りさせていただきます。
6. 株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
7. 本株主総会は、感染防止策として、詳細な説明を省略し開催時間を短縮して行いしますので、株主の皆様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいたいただきますようお願い申し上げます。
8. 本株主総会でのお土産はございません。
9. 総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、本株主総会の開催・運営に関して大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.chuo-bus.co.jp/>) でお知らせいたします。内容を随時更新いたしますので、ご来場前に最新の発信情報をご確認いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

### I 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で緩やかな回復基調が続いたものの、米中の貿易摩擦の影響に加え、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により、極めて厳しい状況となりました。道内の経済においても、公共投資や民間設備投資の増加もあり、緩やかに回復していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により景気は下押しされており、個人消費の冷え込みや観光需要の悪化など、今後の動向には十分注視する必要があります。

このような経営環境の中、当社グループは、地域社会に密着した事業を積極的に展開するとともに、経営効率を高め収支改善や経営体質の強化など、企業価値の向上に取り組んでまいりましたが、旅客自動車運送事業、観光事業において新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けました。

当連結会計年度の業績は、売上高は38,094百万円（前連結会計年度比1.7%減）、営業利益は1,044百万円（同2.2%増）、経常利益は1,215百万円（同1.6%増）、投資有価証券評価損を計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は、220百万円（同39.1%増）となりました。

事業別の経営成績は、次のとおりであります。

##### (1) 旅客自動車運送事業

乗合運送事業は、新千歳空港連絡バスにおいて、国内外の利用客の増加に対応するため、札幌都心とを結ぶ便数を増やすとともに、平成31年4月に運賃改定を実施しました。また、主要バスターミナル施設に無料Wi-Fiを設置したほか、前連結会計年度に引き続き多言語対応のバスロケーションシステムを、札幌市内全域の路線バスや高速バスに導入を拡大するなど、サービスの向上を図りました。さらに、平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震の影響による減収からの回復や、令和2年4月から実施する運賃改定に伴う乗車券の駆け込み事前購入などもあり、増収傾向で推移していましたが、令和2年2月以降の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国内外の移動制限や国内における外出自粛要請の影響により利用客が減少し、乗合運送事業は減収となりました。

貸切運送事業は、受注の減少に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるキャンセルがあり、減収となりました。

この結果、売上高は21,525百万円（前連結会計年度比0.7%減）、営業利益は302百万円（同12.2%減）となりました。

## (2) 建設業

建設業は、受注競争が激化する中、受注高、完成工事高とも減少しました。

この結果、売上高は10,307百万円（前連結会計年度比4.2%減）、原価管理の徹底による工事原価の圧縮により営業利益は317百万円（同51.0%増）となりました。

## (3) 清掃業・警備業

清掃業・警備業は、新規物件を受注したことなどにより増収となりました。

この結果、売上高は3,117百万円（前連結会計年度比5.0%増）、営業利益は150百万円（同33.7%増）となりました。

## (4) 不動産事業

不動産事業は、仲介収入の減少などにより減収となりました。

この結果、売上高は790百万円（前連結会計年度比1.5%減）、営業利益は350百万円（同8.8%減）となりました。

## (5) 観光事業

ニセコアンヌプリ国際スキー場は、山麓部の初心者向けリフトの利用が好調でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により利用客が大きく減少し、減収となりました。

小樽天狗山スキー場は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けましたが、北海道胆振東部地震の影響からの回復や、令和2年1月まで外国人観光客の利用が好調だったことにより、増収となりました。

ニセコ温泉郷「いこいの湯宿いろは」は、集客が順調に推移していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により予約のキャンセルが相次ぎ、減収となりました。

道央自動車道に直結した観光施設の砂川ハイウェイオアシス館は、北海道胆振東部地震の影響からの回復のほか、イベントを開催するなど集客は順調に推移していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により利用客が減少し、減収となりました。

この結果、売上高は1,826百万円（前連結会計年度比1.9%減）、76百万円の営業損失（前連結会計年度は71百万円の営業損失）となりました。

## (6) その他の事業

自動車教習所は、主力の普通車をはじめ入校生が増加しました。旅行業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、ツアーの催行中止や団体旅行のキャンセルが相次ぎ、売上げが減少しました。

この結果、売上高は3,722百万円（前連結会計年度比5.0%減）、営業利益は34百万円（同29.5%減）となりました。

## セグメント別内訳表

(単位：百万円)

	売上高				営業利益			
	前連結会計年度	当連結会計年度	増減	増減率 (%)	前連結会計年度	当連結会計年度	増減	増減率 (%)
旅客自動車運送事業	21,667	21,525	△141	△0.7	344	302	△41	△12.2
建設業	10,758	10,307	△451	△4.2	210	317	107	51.0
清掃業・警備業	2,968	3,117	149	5.0	112	150	38	33.7
不動産事業	802	790	△12	△1.5	384	350	△33	△8.8
観光事業	1,861	1,826	△34	△1.9	△71	△76	△5	—
その他の事業	3,917	3,722	△194	△5.0	48	34	△14	△29.5
計	41,975	41,290	△685	△1.6	1,029	1,078	49	4.8
内部取引消去額	△3,204	△3,196	8	0.3	△7	△34	△26	△372.0
連結	38,771	38,094	△676	△1.7	1,021	1,044	22	2.2

## 2. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、収束の時期が見通せない中、景気が急速に悪化しており、今後、極めて厳しい経済状況が続くものと見込まれます。

当社グループにおいても、政府や自治体による感染拡大防止策としての人の移動の自粛や施設の休業の要請などにより、バス需要に合わせた運行便数の減便、緊急事態への対応としての観光施設の休業など、大幅な減収を余儀なくされております。このことから、足元では不急の支出を抑え、国の支援制度を活用するなど、当面の経営施策を実施しておりますが、現時点で当年度の収支を全く見通せない状況にあります。

収束後においては、社会や経済の構造が根底から変化する可能性があります。当社グループはこの変化に柔軟かつ的確に対応いたします。

当社グループは、前期同様、バス事業にあっては「安全輸送と旅客サービスの提供」、その他の事業にあっては「安全・安心な商品・サービスの提供」を通じて、地域社会と共に歩み貢献する企業集団として、地球環境問題にも配慮しながら、グループの総合力と挑戦心・スピード感を持って効率的な経営を行い、企業価値を高めてまいります。また、企業倫理活動を徹底し、持続可能な企業集団として、地域社会から真に信頼されるよう、厳しい経営環境の中、危機感を持って弛まぬ努力を重ねてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 3. 設備投資等及び資金調達の状況

#### (1) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は2,469百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

区 分	内 容	部 門
車 両	営業用バス新車62両購入	旅 客 自 動 車 運 送 事 業
	バスロケーションシステム導入	

#### (2) 資金調達の状況

当連結会計年度において、社債または新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

### 4. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 74 期 (平成29年3月期)	第 75 期 (平成30年3月期)	第 76 期 (平成31年3月期)	第 77 期 (当連結会計年度) (令和2年3月期)
売 上 高(百万円)	38,999	39,298	38,771	38,094
経 常 利 益(百万円)	2,014	1,580	1,196	1,215
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	1,357	899	158	220
1 株 当 たり 当 期 純 利 益(円)	518.37	343.55	60.43	84.08
総 資 産(百万円)	40,840	41,982	41,135	41,365
純 資 産(百万円)	29,824	30,604	30,443	31,061
1 株 当 たり 純 資 産 額(円)	11,302.05	11,561.08	11,489.80	11,716.59

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、それぞれ自己株式の数を控除して計算しております。
2. 当社は、平成29年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第74期(平成29年3月期)の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。



## 5. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
空知中央バス株式会社	50 <sup>百万円</sup>	100%	旅客自動車運送事業
札幌第一観光バス株式会社	50	100	旅客自動車運送事業
株式会社泰進建設	152	100	建設業
勝井建設工業株式会社	50	100	建設業
中央ビルメンテナンス株式会社	10	100	清掃業・警備業
中央バス観光開発株式会社	100	100	観光事業
株式会社中央バス自動車学園	50	100	自動車教習所

(注) 勝井建設工業株式会社の議決権は、株式会社泰進建設が100%所有しております。

## 6. 主要な事業内容 (令和2年3月31日現在)

当社グループは、当社、子会社14社及び関連会社3社で構成されており、事業別の概要は次のとおりであります。

事業種目	事業内容
旅客自動車運送事業	乗合旅客自動車運送事業、貸切旅客自動車運送事業
建設業	土木建築工事の請負及び設計監理
清掃業・警備業	建物施設総合管理、警備保障
不動産事業	土地建物の賃貸、販売及び売買の仲介
観光事業	スキー場、ホテル業、観光施設業
その他の事業	飲食業、公衆浴場業、介護福祉事業、物品販売業、自動車教習所、サービス業(乗車券発売)、情報記録物製造業、旅行業

## 7. 主要な事業所 (令和2年3月31日現在)

### (1) 当社の主要な事業所

本 社	小樽本社 (本店)	小樽市色内1丁目8番6号
	札幌本部	札幌市中央区大通東1丁目3番地
事 業 部	バス事業部	(札幌市中央区) (18営業所)
	関連事業部	(札幌市中央区)

(注) 平成31年4月1日付で、小樽事業部、札幌事業部を統合し、バス事業部を設置する機構改革を行っております。

### (2) 子会社の主要な事業所

空知中央バス株式会社	(滝川市)
札幌第一観光バス株式会社	(札幌市豊平区)
株式会社泰進建設	(滝川市・札幌市中央区)
勝井建設工業株式会社	(岩見沢市)
中央ビルメンテナンス株式会社	(札幌市東区)
中央バス観光開発株式会社	(小樽市)
株式会社中央バス自動車学園	(札幌市北区)

## 8. 従業員の状況 (令和2年3月31日現在)

従 業 員 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
2,907名 (637名)	△61名 (△15名)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、退職者、使用人兼務役員を含んでおりません。  
2. パートタイマー・アルバイト等の臨時従業員の平均雇用人員を ( ) 内に外数で記載しております。

## 9. 主要な借入先の状況 (令和2年3月31日現在)

該当事項はありません。

## II 会社の株式に関する事項（令和2年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 6,000,000 株
2. 発行済株式の総数 3,146,000 株
3. 株 主 数 1,572 名
4. 大株主の状況

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
中 央 バ ス 総 業 株 式 会 社	1,073 <sup>千株</sup>	37.02 %
株 式 会 社 北 洋 銀 行	144	4.96
株 式 会 社 北 海 道 銀 行	143	4.96
北 海 道 中 央 バ ス 社 員 持 株 会	94	3.24
中 央 振 興 株 式 会 社	81	2.80
株 式 会 社 昭 和 総 業	55	1.91
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	39	1.36
株 式 会 社 菱 友	34	1.17
極 東 建 設 株 式 会 社	30	1.03
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	27	0.96

- (注) 1. 上記大株主には、自己株式（247,071株）は含まれておりません。  
 2. 出資比率は、自己株式を控除して計算しております。

### Ⅲ 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役の氏名等（令和2年3月31日現在）

氏名	地位及び担当並びに重要な兼職の状況		
平尾 一 彌	代表取締役	会 長	中央バス総業株式会社 代表取締役社長
二階堂 恭 仁	代表取締役	社 長	総括 経営企画本部担当 運輸・輸送安全推進本部長
加藤 幸 嗣	取 締 役	専務執行役員	整備担当 中央ビルメンテナンス株式会社 代表取締役社長
大森 正 昭	取 締 役	専務執行役員	財務・総務担当 内部監査室長 中央バス商事株式会社 代表取締役社長
泉山 利 彦	取 締 役	専務執行役員	関連事業・観光関連担当 砂川ハイウェイオアシス観光株式会社 代表取締役社長
橋本 雄 二	取 締 役	常務執行役員	労務担当
戸井 宣 夫	取 締 役		株式会社泰進建設 代表取締役社長
岡田 浩 司	取 締 役		中央バス観光開発株式会社 代表取締役社長
杉江 俊太郎	取 締 役		杉商株式会社 代表取締役社長
菊井 隆 則	取 締 役	執行役員 (ニセコ在勤)	スキー場事業・ホテル事業現地統括
安田 徹	取 締 役	執行役員	総務部長 兼 IT戦略推進室長
阿部 一 三	取 締 役	執行役員	経営企画室長
平間 俊 一	常勤監査役		
富岡 公 治	監 査 役		弁護士 富岡公治法律事務所 所長 株式会社泰進建設 監査役 中央ビルメンテナンス株式会社 監査役
森川 潤 一	監 査 役		公認会計士 森川公認会計士事務所 所長 和弘食品株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち、杉江俊太郎氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役のうち、富岡公治及び森川潤一の両氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役富岡公治氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 監査役森川潤一氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、当社は、同氏を札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、執行役員制度を導入しております。  
令和2年4月1日現在の取締役兼務者以外の執行役員は次のとおりであります。

氏名	地位及び担当
柴田 隆夫	執行役員 砂川ハイウェイオアシス観光株式会社 常務取締役
久郷 智廣	執行役員 労務部長 兼 雇用対策室長
臼井 広宗	執行役員 空知中央バス株式会社 代表取締役社長
桑島 靖明	執行役員 経営企画室観光関連統括マネージャー
中川原 清行	執行役員 バス事業部長
伊藤 正道	執行役員 関連事業部長
田下 義則	執行役員 運輸部長

## 2. 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人員	報酬額	報酬等の合計額 (役員退職引当金繰入額を含む)
取締役	12名	123,600千円	137,800千円
監査役	3名	16,910千円	18,510千円
合計 (うち社外役員)	15名 (3名)	140,510千円 (12,600千円)	156,310千円 (13,500千円)

- (注) 1. 平成28年6月29日開催の第73回定時株主総会決議における取締役の報酬額は、年額186百万円以内（うち社外取締役12百万円以内）であります。
2. 平成28年6月29日開催の第73回定時株主総会決議における監査役の報酬額は、年額42百万円以内であります。
3. 上記のほか、社外役員が当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額は、720千円であります。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役杉江俊太郎氏は、杉商株式会社の代表取締役社長であります。当社は同社から車両燃料等を購入しております。

監査役富岡公治氏は、富岡公治法律事務所の所長であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。また、同氏は当社の子会社である株式会社泰進建設及び中央ビルメンテナンス株式会社の監査役であります。

監査役森川潤一氏は、森川公認会計士事務所の所長であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。また、同氏は和弘食品株式会社の社外監査役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。

#### (2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

#### (3) 当事業年度における主な活動状況

取締役杉江俊太郎氏は、当事業年度に開催された取締役会7回のすべてに出席し、主に経営者としての知識及び経験から、当社の経営全般に助言などを行っております。

監査役富岡公治氏は、当事業年度に開催された取締役会7回、監査役会12回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営全般に助言などを行っております。

監査役森川潤一氏は、当事業年度に開催された取締役会7回、監査役会12回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の経営全般に助言などを行っております。

また、各社外監査役は、これら取締役会及び監査役会への出席に加え、定期的開催される社内会議に出席し、経営トップとの意見交換を行っております。

#### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める額を限度として損害賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。

## Ⅳ 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりであります。

内 容	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	23百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、当事業年度の監査計画に係る監査日数・配員計画等から見積もられた報酬額に関する会計監査人の説明のもとに、前事業年度の評価を踏まえ算定根拠等について確認し、その内容は妥当であると全員一致で判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

## V 会社の体制及び方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制

内部統制システム構築の基本方針は以下のとおりであります。

#### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社長を委員長とし、取締役、執行役員、部長及びグループ会社社長で構成する企業倫理並びに危機管理委員会を設置し、年間活動計画に基づき、企業倫理と危機管理に係る社内体制・社内規程等の整備及び運用状況の確認、社員等への教育・啓発活動等を実施する。
- ② 企業行動指針として制定した「中央バスグループ企業倫理規範」に基づく教育を実施し、法令・定款・社内規程等を遵守する組織運営や企業風土の醸成を図る。
- ③ 取締役会に直属の部署として「内部監査室」を設置し、各部署及びグループ会社における法令・定款・社内規程の遵守状況及び危機管理体制（輸送の安全確保を含む）を定期的に監査する。
- ④ 内部通報制度を設け、当社及びグループ会社における法令違反行為等、企業倫理に反する行為の未然防止、早期発見及び是正に努める。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、これに毅然とした態度で対応する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会規程、稟議規程等に従って議事録、稟議書、その他定められた文書を作成し、文書管理規程等に基づいて定められた期間保存するなど適切に管理する。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 各部署及びグループ会社は、それぞれの業務に関する損失の危険の把握、マニュアル等の整備、経営危機発生時の緊急体制の整備等、危機ごとの対応策及び防止策を、危機管理規程に基づき講じる。
- ② 危機管理規程及び関連する個別規程に関し、企業倫理並びに危機管理委員会において経営環境等の変化に応じて整備するとともに、運用状況の確認を行う。また、危機管理に関する事項について、年間活動計画に基づき、社員等に対する教育・訓練を行う。
- ③ 輸送の安全確保が事業の根幹であることを公共交通事業者として深く認識し、法令に基づき輸送安全管理規程等を整備するとともに「輸送安全管理委員会」を設置し、積極的に輸送の安全確保に取り組む。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度を導入し、経営の意思決定の迅速化と、業務執行の効率化を図る。
- ② 取締役会は年4回四半期毎に開催する他、必要に応じ随時開催する。取締役会は経営の基本方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を取り扱い、的確かつ迅速な意思決定と職務執行状況の監督等を行う。



- ③ 取締役常務執行役員以上の役員で構成される常務会を随時開催し、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行い、重要事項の決定等に反映させる。
- ④ また、取締役常務執行役員以上の役員で構成される経営改革会議を随時開催し、経営方針・事業計画その他職務執行に関する重要事項が円滑に合意できるよう横断的な討議を行う。
- ⑤ 効率的な事業運営を行うため、各年度の収支目標や中長期計画を策定し、その達成に向けて具体的な施策を実行する。取締役は、それらの進捗管理と課題の把握に努め、取締役会等の的確かつ迅速な意思決定を図る。

#### (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 企業倫理並びに危機管理委員会において、グループ全体の企業倫理や危機管理の基本的な方針等を定め、グループ全体における業務の適正を確保する。また、グループ会社においても、各社社長の権限と責任のもと、「中央バスグループ企業倫理規範」に基づく教育の推進や社内体制・社内規程の整備等に取り組む。
- ② 当社の経営企画室は、当社経営トップの指示のもとで、統括管理部門として関係会社管理規程等に基づきグループ会社の管理及び指導を行う。グループ会社における経営上の重要な事項は、グループ会社が、事前に当社経営トップに上申したうえで、必要な手続きを経て実施する。
- ③ 当社の役員等がグループ会社の取締役、監査役に就任するとともに、定期的で開催される経営会議に出席し、職務執行状況の監督等を行い、業務の適正を確保する。

#### (6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制

当社は、監査役会からの要請により必要に応じてその職務を補助する社員を置くこととし、その人事については、取締役と監査役会が協議し決定する。

#### (7) 取締役・使用人が監査役に報告をするための体制及びその他監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役会に対して、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときはその内容を速やかに報告する。また、取締役、執行役員及びその他の社員は、監査役の求めに応じて必要な報告及び情報提供を行う。

#### (8) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役の職務執行上重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるができる。
- ② 監査役は、当社の会計監査人と監査情報の交換を行うとともに、内部監査室との連携を図る。
- ③ 監査役会は、社長と定期的に会議を開催し、意見や情報の交換を行う。

#### (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、「財務報告の基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を整備するとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うことで、財務報告の信頼性を確保する。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、社長を委員長とし、取締役、執行役員、部長及びグループ会社社長で構成する企業倫理並びに危機管理委員会を、当事業年度において合同で2回開催いたしました。この中で、前事業年度に引き続き、大規模地震等に対応する事業継続計画を検証し、必要な見直しを行うとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に対する各事業別の課題を協議し、マニュアルを策定しております。また、両委員会において、企業倫理と危機管理に係る社内体制・社内規程等の整備及び運用状況を確認するとともに、社員への教育・啓発活動を実施いたしました。

社員教育については、グループ統一社是「グループ五訓」のもと、各社員が「中央バスグループ企業倫理規範」を遵守し、高い倫理観を持って誠実に行動することとしており、また、具体的な日常の実践すべき事項として「社員心得 基本10ヶ条」を定め、あらゆる機会を通じて浸透させ徹底を図ることで、社員のさらなる意識向上を目指しております。

また、取締役会の直属の部署である内部監査室が、内部監査計画に基づき、各部署及びグループ会社における法令・定款・社内規程の遵守状況及び輸送の安全確保を含む危機管理体制を監査し、その結果を取締役会、企業倫理並びに危機管理委員会などに報告しております。

---

(注) 本事業報告中に記載の金額、株式数及び比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、金額の増減に係る比率につきましては四捨五入で表示しております。

## 連結貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	千円		千円
<b>流 動 資 産</b>	<b>14,603,652</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>6,250,148</b>
現金及び預金	6,984,519	支払手形及び買掛金	2,142,428
受取手形及び売掛金	3,749,044	未払費用	445,637
有価証券	3,200,000	未払消費税等	345,250
たな卸資産	215,333	未払法人税等	247,046
その他	465,034	前受金	522,582
貸倒引当金	△ 10,280	賞与引当金	234,562
		完成工事補償引当金	2,199
		工事損失引当金	1,775
<b>固 定 資 産</b>	<b>26,761,635</b>	固定資産取得のための支払手形	910,360
<b>有形固定資産</b>	<b>21,812,910</b>	固定資産取得のための未払金	622,582
建物及び構築物	4,788,044	その他	775,722
機械及び装置	464,814	<b>固 定 負 債</b>	<b>4,053,871</b>
車両運搬具	6,273,367	繰延税金負債	233,244
工具器具及び備品	243,193	退職給付に係る負債	2,918,953
土地	10,043,397	役員退職引当金	340,604
建設仮勘定	92	その他	561,068
		<b>負 債 合 計</b>	<b>10,304,019</b>
		<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>118,441</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>29,915,205</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,830,282</b>	資本金	2,100,000
投資有価証券	4,289,089	資本剰余金	759,341
長期貸付金	35,118	利益剰余金	28,272,309
長期前払費用	24,365	自己株	△ 1,216,445
繰延税金資産	202,444	その他の包括利益累計額	752,399
その他	302,743	その他有価証券評価差額金	1,129,126
貸倒引当金	△ 23,478	退職給付に係る調整累計額	△ 376,726
<b>資 産 合 計</b>	<b>41,365,287</b>	<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>393,662</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>31,061,267</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>41,365,287</b>

# 連結損益計算書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

科 目	金	額
	千円	千円
売上		38,094,818
売上原価		33,868,121
売上総利益		4,226,696
販売費及び一般管理費		3,181,989
営業利益		<b>1,044,706</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	116,705	
持分法による投資利益	21,477	
その他の	34,508	172,691
営業外費用		
支払利息	459	
その他の	1,572	2,032
経常利益		<b>1,215,365</b>
特別利益		
固定資産売却益	72,279	
補助金収入	172,280	
その他の	8,161	252,721
特別損失		
固定資産除売却損	49,998	
固定資産圧縮損	165,967	
投資有価証券評価損	361,815	
その他の	258,256	836,037
税金等調整前当期純利益		<b>632,049</b>
法人税、住民税及び事業税	340,286	
法人税等調整額	44,460	384,747
当期純利益		<b>247,302</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		27,227
親会社株主に帰属する当期純利益		<b>220,075</b>

# 貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

資 産 の 部			負 債 の 部		
		千円			千円
<b>流 動 資 産</b>		<b>7,289,771</b>	<b>流 動 負 債</b>		<b>2,962,651</b>
現金及び預金		2,634,051	買掛金		554,711
売掛金		990,581	未払掛金		109,428
有価証券		3,200,000	未払消費税		233,029
貯蔵品		93,978	未払消費税		141,894
短期貸付金		40,663	未払消費税		53,465
その他の金		331,831	前受金		101,029
貸倒引当金	△	1,335	預り金		398,045
			固定資産取得のための支払手形		910,360
			固定資産取得のための未払金		454,035
			その他		6,650
<b>固 定 資 産</b>		<b>25,503,150</b>	<b>固 定 負 債</b>		<b>5,384,939</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>		<b>20,086,716</b>	長期借入金		2,550,000
建物		3,859,745	繰上税引当金		378,658
構築物		696,892	退職給付引当金		1,775,657
機械及び装置		466,683	退職引当金		167,770
車両運搬具		6,141,541	その他		512,853
工具器具及び備品		160,900			
土地		8,760,952	<b>負 債 合 計</b>		<b>8,347,591</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>		<b>68,115</b>			
ソフトウェア		61,712	<b>純 資 産 の 部</b>		
その他		6,402	<b>株 主 資 本</b>		<b>23,295,654</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>		<b>5,348,318</b>	資本金		2,100,000
投資有価証券		3,886,692	本剰余金		751,102
関係会社株式		1,332,917	本剰余金		751,101
長期前払費用		14,080	その他剰余金		1
その他の金		123,670	利益剰余金		21,210,950
貸倒引当金	△	9,041	利益剰余金		525,000
			利益剰余金		20,685,950
<b>資 産 合 計</b>		<b>32,792,921</b>	土地圧縮積立金		1,015,221
			その他資産圧縮積立金		349,788
			特別償却準備金		120
			特別償却準備金		393,000
			繰上利益剰余金		13,800,000
			繰上利益剰余金		5,127,819
			自己株式		△ 766,398
			評価・換算差額等		1,149,676
			その他有価証券評価差額金		1,149,676
			<b>純 資 産 合 計</b>		<b>24,445,330</b>
			<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>		<b>32,792,921</b>

# 損益計算書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	千円	千円
<b>売 上 高</b> 旅客自動車運送事業営業収益 不動産事業営業収益 その他事業営業収益	20,502,977 1,024,165 688,068	22,215,211
<b>売 上 原 価</b> 旅客自動車運送事業営業費 不動産事業営業費 その他事業営業費	19,056,458 690,920 804,781	20,552,160
<b>売 上 総 利 益</b> 一般業外利益		1,663,050
<b>一 営 業 外 収 入</b> 受取利息及び配当金 その他	450,219 14,578	464,797
<b>営 業 外 費 用</b> 支払利息 その他	4,927 1,512	6,440
<b>経 常 利 益</b> 固定資産売却益 補助金の収入 その他	52,388 171,652 7,545	231,586
<b>特 別 損 失</b> 固定資産除売却損 固定資産圧縮損 投資有価証券評価損 その他	46,964 165,967 359,378 520,246	1,092,555
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b> 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額	53,407 8,281	61,689
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>1,313</b>

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

令和2年5月20日

北海道中央バス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 藤原 明 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 萩原 靖之 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北海道中央バス株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北海道中央バス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

令和2年5月20日

北海道中央バス株式会社

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 藤原 明 ㊞

公認会計士 萩原 靖之 ㊞

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北海道中央バス株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年5月21日

北海道中央バス株式会社 監査役会

常勤監査役	平 間 俊 一	印
社外監査役	富 岡 公 治	印
社外監査役	森 川 潤 一	印

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

#### 期末配当に関する事項

第77期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金50円 総額144,946,450円
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日  
令和2年6月29日（月曜日）

### 第2号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	ひら お かず や 平 尾 一 彌 (昭和17年9月18日生)	昭和41年4月 当社入社 平成5年6月 当社取締役 平成9年6月 当社常務取締役 平成12年6月 当社専務取締役 平成14年6月 当社代表取締役専務 平成17年6月 当社代表取締役社長 平成24年6月 当社代表取締役会長 平成30年1月 当社代表取締役会長兼社長 平成30年6月 当社代表取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) 中央バス総業株式会社 代表取締役社長	2,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	にかいどう たか ひと 二階堂 恭 仁 (昭和35年11月9日生)	昭和58年4月 当社入社 平成23年6月 当社取締役運輸部長 平成27年6月 当社取締役常務執行役員 平成30年6月 当社代表取締役社長(現任) (担当) 総括 経営企画本部担当 運輸・輸送安全推進本部長	1,600株
3	か とう こう じ 加 藤 幸 嗣 (昭和23年10月13日生)	昭和47年4月 当社入社 平成11年6月 当社取締役総務部長兼広報室長 平成13年6月 当社取締役運輸部長 平成17年6月 当社常務取締役札幌事業部長 平成23年6月 当社常務取締役 平成26年6月 当社専務取締役 平成27年6月 当社取締役専務執行役員(現任) (担当) 整備担当 (重要な兼職の状況) 中央ビルメンテナンス株式会社 代表取締役社長	9,805株
4	おお もり まさ あき 大 森 正 昭 (昭和26年9月5日生)	昭和49年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役総務部長 平成23年6月 当社常務取締役内部監査室長兼総務部長 平成26年4月 当社常務取締役内部監査室長 平成27年6月 当社取締役常務執行役員 平成30年6月 当社取締役専務執行役員(現任) (担当) 財務・総務担当 内部監査室長 (重要な兼職の状況) 中央バス商事株式会社 代表取締役社長	2,400株
5	いずみ やま とし ひこ 泉 山 利 彦 (昭和27年5月4日生)	昭和52年4月 サッポロビール株式会社入社 平成21年9月 同社北海道本社代表 平成23年3月 同社執行役員北海道本社代表 平成25年3月 同社北海道本社相談役 平成26年3月 同社退職 平成27年6月 当社取締役 平成28年6月 当社取締役常務執行役員 平成30年6月 当社取締役専務執行役員(現任) (担当) 関連事業・観光関連担当 (重要な兼職の状況) 砂川ハイウェイオアシス観光株式会社 代表取締役社長	400株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
6	はし もと ゆう じ 橋 本 雄 二 (昭和29年1月1日生)	昭和51年4月 当社入社 平成19年6月 当社取締役小樽事業部長 平成21年4月 当社取締役労務部長 平成25年6月 当社常務取締役労務部長 平成27年6月 当社取締役常務執行役員 (現任) (担当) 労務担当	2,200株
7	と い のり お 戸 井 宣 夫 (昭和17年1月15日生)	昭和48年6月 当社入社 平成5年6月 当社取締役 平成11年6月 当社常務取締役 平成15年6月 中央ビルメンテナンス株式会社代表取締役 社長 平成15年6月 当社取締役 (現任) 平成19年6月 株式会社泰進建設代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社泰進建設 代表取締役社長	4,221株
8	おか だ こう じ 岡 田 浩 司 (昭和35年12月19日生)	昭和58年4月 当社入社 平成21年4月 当社小樽事業部長 平成23年6月 当社取締役経営企画室長 平成26年4月 中央バス観光開発株式会社代表取締役社長 (現任) 平成26年4月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 中央バス観光開発株式会社 代表取締役社長	2,000株
9	すぎ え しゅんたろう 杉 江 俊 太 郎 (昭和30年11月21日生)	平成3年2月 杉商株式会社代表取締役社長 (現任) 平成19年7月 札幌ヨコハマタイヤ株式会社代表取締役社長 (現任) 平成22年11月 小樽商工会議所副会頭 平成28年6月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 杉商株式会社 代表取締役社長	19,519株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
10	きく い たか のり 菊井隆則 (昭和38年10月15日生)	昭和61年4月 当社入社 平成22年4月 当社関連事業部副部長 平成27年6月 当社執行役員 平成27年9月 当社執行役員(二セコ在勤) 経営企画室付 二セコエリア観光事業統括マネージャー 平成28年5月 当社執行役員(二セコ在勤) 経営企画室付 二セコエリア観光事業統括マネージャー兼 関連事業部いこいの湯宿いろは統括マネージャー 平成30年6月 当社取締役執行役員(二セコ在勤) スキー場 事業・ホテル事業現地統括(現任)	600株
11	やす だ とおる 安田 徹 (昭和42年8月15日生)	平成4年4月 当社入社 平成23年4月 当社総務部副部長 平成26年4月 当社総務部長 平成27年6月 当社執行役員総務部長 平成29年6月 当社執行役員総務部長兼IT戦略推進室長 平成30年6月 当社取締役執行役員総務部長兼IT戦略推進室長(現任)	800株
12	あ べ かず み 阿部 一三 (昭和43年4月5日生)	平成4年4月 当社入社 平成23年4月 当社経営企画室統括マネージャー 平成26年4月 当社経営企画室長 平成27年6月 当社執行役員経営企画室長 平成30年6月 当社取締役執行役員経営企画室長(現任)	800株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 杉江俊太郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 杉江俊太郎氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年であります。
4. 杉江俊太郎氏を社外取締役候補者とした理由について  
杉江俊太郎氏は、経営者として専門的な知識及び経験を有しており、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任でありますので、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
5. 社外取締役との責任限定契約について  
杉江俊太郎氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める額を限度として損害賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 監査役3名及び補欠監査役1名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、法令に定める監査役の員数を欠くことに備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ひら ま とし かず 平間 俊一 (昭和23年8月26日生)	昭和48年4月 当社入社 平成13年6月 当社取締役 平成19年6月 当社常務取締役 平成20年6月 中央バスビジネスサービス株式会社代表取締役社長 平成24年6月 当社取締役退任 平成24年6月 当社監査役（現任）	2,638株
2	とみ おか きみ はる 富岡 公治 (昭和16年7月16日生)	昭和46年9月 最高裁判所司法修習生 昭和47年4月 札幌弁護士会入会（水原法律事務所勤務） 昭和49年8月 富岡公治法律事務所所長（現任） 昭和60年4月 札幌弁護士会副会長 昭和61年4月 札幌弁護士会常議員会議長 平成16年6月 当社監査役（現任） (重要な兼職の状況) 富岡公治法律事務所 所長 株式会社泰進建設 監査役 中央ビルメンテナンス株式会社 監査役	100株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	もり かわ じゅん いち 森川潤一 (昭和22年12月8日生)	昭和55年9月 公認会計士登録(現任) 平成3年8月 センチュリー監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)代表社員 平成19年6月 日本公認会計士協会北海道会会長 平成22年6月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)退社 平成22年7月 森川公認会計士事務所所長(現任) 平成22年7月 日本公認会計士協会監事 平成24年6月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 森川公認会計士事務所 所長 和弘食品株式会社 社外監査役	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 富岡公治及び森川潤一の両氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者とした理由について
- (1) 富岡公治氏は、弁護士として培われた企業法務に関する知識及び経験を当社の監査体制に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
  - (2) 森川潤一氏は、公認会計士として培われた財務、会計に関する知識及び経験を当社の監査体制に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断する理由について
- (1) 富岡公治氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的見地から適切な助言をいただいております、また、企業経営に関する高い見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
  - (2) 森川潤一氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門知識と企業経営に関する高い見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
5. 社外監査役候補者が当社の社外監査役に就任してからの年数  
本総会終結の時をもって富岡公治氏は16年、森川潤一氏は8年であります。
6. 社外監査役との責任限定契約について  
当社は、候補者富岡公治、森川潤一両氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、両氏とその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める額を限度として損害賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しており、再任後も引き続き締結する予定であります。
7. 森川潤一氏が選任された場合は、引き続き札幌証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員となる予定であります。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
4	おお もり しげ のぶ 大 森 茂 伸 (昭和32年11月7日生)	昭和57年10月 公認会計士登録（現任） 平成20年 7月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有 限責任監査法人）シニアパートナー 平成30年 6月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有 限責任監査法人）退社 平成30年10月 大森公認会計士事務所所長（現任）  （重要な兼職の状況） 大森公認会計士事務所 所長	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大森茂伸氏は、新任の補欠監査役候補者であります。
3. 大森茂伸氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 補欠の社外監査役候補者とした理由について  
 大森茂伸氏は、公認会計士として培われた財務、会計に関する知識及び経験を当社の監査体制に反映していただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由について  
 大森茂伸氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門知識と企業経営に関する高い見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
6. 社外監査役との責任限定契約について  
 大森茂伸氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める額を限度として損害賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結する予定であります。

以 上



## 株主総会会場ご案内図

会 場 小樽市稲穂2丁目22番1号  
**小樽経済センタービル 7階 大ホール**  
(中央バス小樽ターミナルから徒歩3分)  
※当会場は駐車場がございません。



交通機関 (当社バス) 最寄り「小樽駅前」バス停でお降り下さい。